

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 令和5年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和5年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度	
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	農林水産大臣		
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 尾崎 道
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 八百屋 市男

3. 評価の実施に関する事項	
独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書（平成13年4月2日付け農林水産省指令13 総合第1号制定認可）第96条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」（平成27年4月1日付け26 消技第3714号）第3条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。	

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評価の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A	A	B	B
評価に至った理由	項目別評価21項目のうち、業務部門（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）：Aが2項目、Bが5項目、管理部門（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）：Bが12項目、Cが1項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきBとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農業関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行を適切に把握し、創意工夫等による効率的かつ効果的な業務運営に努め、的確に業務を遂行することができた。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	- 飼料の立入検査業務は、法律に基づく業務であり、立入検査における収去品の試験結果報告が標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起こらないように対策を行うこと。 - 一者応札・応募等の改善状況について、改善の余地があると考えられる契約が確認されている。一者応札・応募等低減に向け、より一層の改善方策の検討に取組み、競争性の確保に努める必要がある。 - 個人情報の漏えいが2件発生したことは重大な問題である。今回の事案は、令和4年度に発生した2件の情報漏えい事案とは性質が異なるものであり、既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様の事例が起こらないように対策を徹底すること。
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和5年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	A	A	B	A		第 1-1-(1)	
農薬関係業務	A	A	A	A		第 1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	A	B	B	B		第 1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	A	A	B	B		第 1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び 食品の輸出促進等に関する業務	A	A	A	B		第 1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に 資するための有害物質の分析業務	B	B	B	B		第 1-3	
その他の業務	B	B	B	B		第 1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項								
業務運営コストの縮減	B	B	A	B		第2-1		
人件費の削減等	B	B	B	B		第2-2		
調達等合理化の取組	B	B	B	C		第2-3		
情報システムの整備及び管理	－	－	B	B		第2-4		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項								
保有資産の見直し等	B	B	B	B		第3-1		
自己収入の確保	B	A	B	B		第3-2		
予算（人件費の見積りを含む。）収支 計画及び資金計画	B	B	B	B		第3-3		
短期借入金の限度額	－	－	－	－		第3-4		
Ⅳ. その他の事項								
職員の人事に関する計画（人員及び人 件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B	B	B		第4-1		
内部統制の充実・強化	B	B	B	B		第4-2		
業務運営の改善	B	B	B	B		第4-3		
情報セキュリティ対策の推進	B	B	B	B		第4-4		
施設及び設備に関する計画	B	B	B	B		第4-5		
積立金の処分に関する事項	B	B	B	B		第4-6		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(1)	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。）第 10 条第 1 項第 7 号並びに第 2 項第 4 号及び第 8 号 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。） 地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ⑤の ア 未利用資源の肥料利用拡大に向けた対応 ⑥ 調査研究業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (2/2)	100% (1/1)	100% (1/1)	実績なし		予算額(千円)	644,648	615,373	613,056	611,550	
②ア 登録関係業務(登録調査)	20 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	100% (709/709)	100% (569/569)	100% (693/693)	100% (590/590)		決算額(千円)	608,796	610,379	570,694	605,796	
②イ 登録関係業務(生産工程変更相談)	処理率	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	100% (1,626/1,626)	100% (1,396/1,396)	100% (1,317/1,317)	100% (1,600/1,600)		経常費用(千円)	580,377	596,797	587,853	630,657	
③ア 立入検査等業務(肥料の立入検査等業務)	36 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (160/160)	100% (198/198)	100% (223/223)	100% (219/219)		経常利益(千円)	39,494	21,842	46,501	22,770	
③イ 立入検査等業務(土壌改良資材の立入検査業務)	VA 菌根菌以外：30 業務日以内 VA 菌根菌：65 業務日以内		100% (26/26)	100% (21/21)	100% (26/26)	100% (26/26)		行政コスト(千円)	587,888	604,541	594,725	636,547	
④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務(大臣確認指示及び理事長確認申請受付)	処理率	100%（報告件数及び処理件数/大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	大臣確認指示及び理事長確認申請 100% (7+53/7+53)	大臣確認指示及び理事長確認申請 100% (9+37/9+37)	大臣確認指示及び理事長確認申請 100% (5+38/5+38)	大臣確認指示及び理事長確認申請 100% (21+53/21+53)		従事人員数	56	58	57	60	
⑤ア 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（未利用資源の肥料利用拡大に向けた対応）	肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況	－	－	－	－	農林水産省からの要請に応じ、支援等を実施							
⑤イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（産業副産物等の肥料利用）		－	－	－	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施							
⑤ウ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（仮登録対応）		－	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし							
⑤ウ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務（公定規格改正申出対応）		－	実績なし	実績なし	実績なし	100% (1/1)							

⑤エ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 (汚泥肥料中の放射性セシウム測定)		—	21 件	26 件	26 件	33 件		
⑤オ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 (クロビラリト測定)		—	11 件	12 件	19 件	16 件		
⑤オ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 (取組周知)		—	19 件	14 件	22 件	17 件		
⑤カ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 (外部精度管理に関する技術的助言)		—	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施		
⑥ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11 課題	10 課題	9 課題	9 課題		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 (1) 肥料及び土壤改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。 また、土壤改良資材関係業務について、地力増進法（昭和59年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壤改良資材の検査等業務を行う。	(1) 肥料及び土壤改良資材関係業務 肥料及び土壤改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。	<定量的指標> ○肥料関係業務の実施 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： A 根拠：◇小項目3（項目）×3点（A）＋小項目4（項目）×2点（B）＝17点 A：基準点（14）×12/10＜各小項目の合計点（17） <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 所期の目標を全て達成したことに加え、菌体りん酸肥料の設定に際し、農林水産省と連携して品質管理計画の要件について検討するとともに、事業者が作成する品質管理計画の基準への適合性の調査を行ったことにより、汚泥資源の利用拡大に貢献した。また、肥料の登録申請について、電子申請が可能となったe肥料に適切に対応することにより行政手続のオンライン化の促進へ貢献した。さらに、これまで焼却破棄処分を行っていた多くの牛肉骨粉処理事業者の適合確認検査に対応したことにより、牛肉骨粉の肥料利用推進及び焼却処分費用の削減に貢献した。これらにより、計画における所期の目標を上回る成果が得られている。		評定 A	<評定に至った理由> 8の小項目のうち、実績のない1項目を除き、Aが3項目、Bが4項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100％（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず	① 農林水産省からの緊急要請業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）	
② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。	② 登録関係業務 ア 肥料法第7条第1項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100％（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	<主要な業務実績> ②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い590件実施した。 調査の実施においては、e肥料（令和5年5月から手数料の電子納付機能が拡充され「肥料登録システム」を改称）上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。 【処理率100%（590/590）】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 令和5年5月から導入された、e肥料による肥料登録に係る各種手続き及び手数料納付のオンライン化に適切に対応した。また、「菌体りん酸肥料」に係る新たな業務の増大に対応するため、肥料登録業務の効率化に向けた対応を行った。 具体的な取組として、 ・e肥料の導入に適切に対応するため、申請内容に不備があった場合の事務処理期間の考え方を整理するとともに、電子申請への対応方針について農林水産省と協議し、担当者向けの肥料登録受付対応マニュアルを整備した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%である。 また、担当者向けに農林水産省と連携してe肥料に対応した肥料登録受付対応マニュアルを整備したこと及び事業者向けにe肥料の導入にあたっての留意点を追加した登録申請マニュアル等をホームページで周知することにより、担当者と事業者の双方がe肥料の導入に適切に対応することができ、行政手続きのオンライン化推進に貢献した。	②ア 登録関係業務について、登録申請に係る調査を590件実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。 また、e肥料に対応すべく、担当者向けに肥料登録受付対応マニュアルを整備したこと及び事業者向けに留意点を追加した登録申請マニュアル等をホームページで周知することにより、e肥料の導入に適切に対応することができており、行政手続きのオンライ	

			・書面申請とe肥料申請との申請方法の違いにより申請者に不利益にならないように、書面申請とe肥料申請で申請書の修正に関する事務処理を統一するなどの手順書の改正を行った。 ・事業者向けにe肥料の導入にあたっての留意点を追加した登録申請マニュアル及び登録Q&Aをホームページに掲載し、事業者に周知した。 ・申請書の記載に誤りが多く、修正に労力を要していたことから、申請者が正しく記載できるよう、申請書作成の留意点を追記した様式をホームページに掲載するなど申請に係る情報提供を強化した。 これらの取組により、書面申請からe肥料申請への移行に適切に対応することができた。令和6年3月現在、肥料登録申請の5割程度がe肥料に切り替わり、行政手続のオンライン化の促進に貢献した。また、収入印紙を貼付した申請書の管理や書面による申請の情報をe肥料へ入力する業務が省力化されたことにより、「菌体りん酸肥料」に係る新たな業務に対応することが可能となった。事業者においては、申請に係る書類作成の労力低減や郵送に係る時間の短縮及び電子納付による手数料の低減等の効果が見込まれる。	e肥料の導入効果としては、担当者の申請書の管理や書面申請の情報入力作業の業務量が軽減された分を他業務にあてることが可能になった。さらに、事業者においては、申請に係る労力及び手数料低減等のコスト削減が見込まれる。これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。	ン化推進に貢献した。 さらに、業務の効率化及び事業者のコスト削減に資するものと評価できる。これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇処理率：100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	<主要な業務実績> イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、1,600件実施した。変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的な助言を行った。 【処理率100%（1,600/1,600）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：生産工程等の変更に係る相談の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 登録関係業務について、原料や生産工程等の変更に係る相談を1,600件実施し、処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 立入検査等業務 ア 肥料の立入検査等業務 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査等（製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。）は、農林水産大臣の指示に従い、生産工程の検証をするともに農林水産省が肥料法第29条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（36業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	<主要な業務実績> ③ア 肥料法第30条の2第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、219件を適正に実施した。 その際、肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。 立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、（ア）人畜に有害な成分（ひ素、カドミウム、水銀及び鉛）、（イ）その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、（ウ）その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。 また、検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不適正等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。 （表1-1-(1)-1参照） 【処理率100%（219/219）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ア 肥料の立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い219件実施し、標準処理期間内の処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）。

	また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。				
イ 土壤改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要な不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壤改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。	イ 土壤改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要な不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壤改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（VA菌根菌以外）は30業務日以内、VA菌根菌は65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	<主要な業務実績> イ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（26件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認する等により適正に実施した。集取品の試験（23件）については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った26件について業務の進行管理を適切に実施し、検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（5件）に対して技術的助言を行った。 なお、農林水産大臣からVA菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。 【処理率100%（26/26）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③イ 土壤改良資材の立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い26件実施し、標準処理期間内の処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。 ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その製造事業場を公表する。	<定量的指標> ◇処理率：100%（報告件数及び処理件数/大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	<主要な業務実績> ④ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。 ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場（21事業場）について製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 牛肉骨粉の肥料利用推進のため、肥料利用目的での牛肉骨粉の処理に対する補助金や奨励金が国から交付されることになったことから、これまで焼却廃棄処分を行っていた油脂製造事業者から、多くの申請があった。 肥料用肉骨粉の製造基準確認申請事業者の多くは、飼料用油脂の製造基準の適合確認済みのため、事業者の負担を軽減するため、飼料用油脂の申請時に使用した資料等を肥料用肉骨粉の申請でも使用できることとした。また、飼料部門と連携し、飼料用油脂で確認されていない肥料の製造工程及び適合確認後に追加された原料の管理状況など、肥料用肉骨粉で検査するポイントを限定して効率的に確認検査を実施することにより事務の効率化及び検査業務時間の短縮を図り、例年より多くの肥料用	<評定と根拠> 評定：A 根拠：大臣確認指示及び理事長確認申請に対する報告等の処理率は100%である。 また、飼料に係る牛海綿状脳症の発生防止に係る適合確認検査の内容を共有し、肥料の製造基準適合確認検査を効率的に実施することにより、例年より多くの肥料用肉骨粉の製造基準適合確認検査を実施した。 これらの取組の結果、牛肉骨粉の肥料化に貢献するとともに、国内未利用資源の有効活用に貢献したことから、事業計画における所期の目標を上	④ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務について、農林水産大臣が指示した製造事業場（21件）及び確認申請を受けた製造事業場（53件）に対する製造基準適合確認検査を実施し、処理率は100%である。 また、飼料に係る牛海綿状脳症の発生防止に係る適合確認検査の内容を活用し、例年以上の肥料の製造基準適合確認検査を効率的に実施した結果、牛肉骨粉の肥料化に貢献するとともに、国内未利用資源の有効活用に貢献したことから、

			肉骨粉の製造基準適合確認検査を実施した。(過去3年平均7件→令和5年度:21件) これらの取組により、焼却廃棄処分費用を削減し、農林水産省の進める牛肉骨粉の肥料化に貢献するとともに、みどりの食料システム戦略に掲げる国内未利用資源の有効活用に貢献した。 イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(53事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページに公表した。 【処理率100%(((21+53)/(21+53)))】	回る成果が得られている。	事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。(評定:A)
⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。 ア 国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて肥料業者、都道府県等に対して、品質及び安全性の確保に係る必要な対応を行う。	⑤ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。 ア 国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて、肥料業者、都道府県等に対して、品質及び安全性の確保に係る必要な対応を行う。	<定性的指標> ◇肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア 国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料原料への利用拡大に向けて、新たな公定規格である「菌体りん酸肥料」が設定されるのに際し、農林水産省と連携し、肥料登録の要件である「主成分の安定化を図るために、成分の分析及び管理を適正に行うものとして農林水産大臣の確認を受けた計画」(以下この項において「品質管理計画」という。)の基準を検討した。菌体りん酸肥料の設定後、事業者が作成する菌体りん酸肥料の製造に係る品質管理計画の適合性の調査(現地確認を含む。)を5件実施した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 肥料の輸入原料への依存から、国内資源活用への転換を進めるため、国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料利用の拡大は、令和4年12月の食料安全保障強化政策大綱でも主要施策としてあげられ官民合同での検討が進められた。これを受け、汚泥を原料とする肥料のうち、品質管理が徹底され、肥料成分を保証できるものとして新たな公定規格「菌体りん酸肥料」の規格検討が急務となった。 そこで、農林水産省と連携して、菌体りん酸肥料の登録要件となる「品質管理計画」の基準を速やかに検討・策定した。さらに、「菌体りん酸肥料」では「く溶性りん酸」の保証が可能となったが、肥料等試験法が適用可能か確認されていなかったことから農林水産省の求めに応じて、肥料等試験法が適用可能か短期間で調査し、農林水産省へ報告した。	<評定と根拠> 評定:A 根拠:菌体りん酸肥料の安全性及び品質の確保に関し、農林水産省と連携し製造業者に対する支援を行ったことに加え、菌体りん酸肥料の登録要件である品質管理計画の基準について検討するとともに、事業者が作成する品質管理計画の適合性の調査を実施するなどの対応を行った。今後、菌体りん酸肥料の登録が増えることによって、汚泥資源の利用拡大が期待されることから、肥料の国産化の推進及び安定供給に貢献したため、目標の水準を上回る成果が得られている。	⑤ 菌体りん酸肥料の安全性及び品質の確保に関し、製造業者に対する支援の実施に加え、登録要件である品質管理計画の基準について検討するとともに、事業者が作成する品質管理計画の適合性の調査を実施するなどの対応を行った。 これらの取組は、肥料の国産化の推進及び安定供給に貢献するものであることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定:A)

イ 産業副産物等の肥料利用について、安全性及び品質に係る情報の収集・整理を行うとともに、原料規格を含む公定規格への適合性等に関して調査し、登録時に確認すべきポイントの明確化等を行う。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。 ウ 農林水産省と連携し、肥料業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。）に基づき対応する。また、肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、有害物質等に関する科学技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行える体制を構築する。	イ 産業副産物等の肥料利用について、安全性及び品質に係る情報の収集・整理を行うとともに、原料規格を含む公定規格への適合性等に関して調査し、登録時に確認すべきポイントの明確化等を行う。また、当該内容をもとに、必要に応じて評価法の検討などを行い今後の肥料利用に資するための提案を農林水産省に対して行う。 ウ 農林水産省と連携し、肥料業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。）に基づき、次の取組を行う。 (ア) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。 仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果の取りまとめを行い農林水産省へ報告する。		これらの取組により菌体りん酸肥料の公定規格の設定（令和5年10月）に貢献した。 事業者は、菌体りん酸肥料の登録を受けるに当たって、品質管理計画責任者を定めた上で品質管理計画を作成し、農林水産大臣による確認を受けることとされており、FAMIC は品質管理計画の基準への適合性の調査を実施することとなっている。 菌体りん酸肥料に係る事業者からの相談(407 件)に対し速やかに対応し、品質管理計画の適合性の調査（現地確認を含む。）を年度内に5 件実施した。 また、登録業務や立入検査を担う都道府県に対し、事業者から提出される登録申請書の確認ポイントや立入検査の手法について講習等の支援を行い、年度内の肥料登録を実現した。 菌体りん酸肥料は、他の肥料と混ぜて生産・販売することができることから、今後、菌体りん酸肥料の登録が増えることで、汚泥資源の利用拡大が期待される。以上の取組により、肥料の国産化の推進及び安定供給に貢献した。 イ 産業副産物等由来の肥料において、有害性が危惧されるが、現在公定規格に定めのない物質について安全性及び品質に関する情報を収集・整理し、登録時に確認すべきポイントを必要に応じ農林水産省と協議の上事業者からの相談に対応した。また、登録時に確認すべきポイントを取りまとめた農林水産省作成の執務参考資料について、今までの事例に基づき修正の提案を行った。 ウ 次の取組を実施した。 (ア) 仮登録申請に係る調査及び肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。 なお、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。		
---	--	--	--	--	--

	また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (ｲ) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (ｳ) 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、有害物質等に関する科学的技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行える体制を構築する。				
エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。	エ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理されているかを確認する。 加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。	エ 立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、取りまとめて農林水産省に報告した。また、汚泥肥料の放射性セシウム測定を33件実施し、農林水産省に報告した。	なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定の要請はなかった。		
オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。	オ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (ｱ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含	(ｲ) 事業者からの公定規格改正の申出1件について対応した。当該申出に係る公定規格の設定に資するため、生産方法、品質の安定性、栽培試験成績についての調査結果をとりまとめ、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行い、農林水産省に報告した。 【実施率100%（1/1）】 なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。 (ｳ) 事業者から仮登録申請及び有害物質等の混入の可能性がある肥料について公定規格改正の申出がなかったため調査は実施しなかった。	オ 次の取組を実施した。 (ｱ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で試料16件を採取後、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。なお、クロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害は確認されなかったため、農林水産省からクロピラリド測定の要請はなかった。		

有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。 カ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料業者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、肥料分析を行う参加する肥料業者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。 【重要度：高】 海外に原料を依存する肥料の利用を低減していくことが必要な中、未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて、FAMICが有する技術的知見を活用することは、品質及び安全性が確保された肥料の生産に不可欠である。 ⑤のアの業務は、上記の観点から、重要度が高い。	含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知）に記載された取組について周知する。 カ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料業者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、肥料分析を行う肥料業者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。		また、農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された肥料の生産事業場に対し、園芸農家へ出荷の際は「使用に当たって作物の種類や施用量に留意すること」を伝達するよう注意喚起を行った。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場 17 件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。 カ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理試験として、肥料事業者からなる協議会が主催した「共通試料による手合せ分析」に参画し、試料調製や成績の取りまとめ、検討会講評等の技術的助言を行った。その際に肥料等試験法の2022版から2023版への改正内容について解説し、分析担当者の技術的知見の向上を図った。また、参加した肥料生産業者及び分析機関に対して、対面又はオンラインにより外部精度管理試験結果について解説した。 さらに、都道府県の分析担当者に対しては、Web 会議システムを用いて試験結果を解説し、分析業務の改善方法について助言した。 なお、都道府県の分析担当者に対し、肥料等試験法に係る分析研修(参加者8名(全都道府県))、植害試験に係る栽培研修(参加者5名(全都道府県))の2コースに分けて研修を開催した。		
⑥ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性を確保する上で必要な課題から8課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。 【重要度：高】 ⑥の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の	⑥ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保上必要な課題から8課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑥ 肥料の検査等に関する調査研究について9課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（「肥料等技術検討会」という。以下同じ。令和6年2月29日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) また、前年度の調査研究の成果により改良した分析法を追加し取りまとめた「肥料等試験法（2023）」について、肥料等技術検討会の試験法部会での審議（令和5年6月23日開催）結果に基づき策定し、ホームページに掲載した（令和5年9月12日）。 さらに、調査研究業務で得られた成果を公表するため、「肥料研究	<評定と根拠> 評定：B 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たしたことから、目標の水準を満たしている。	⑥ 調査研究業務について、肥料の品質及び安全性確保の上で必要な課題を9課題実施（年度目標値:9課題以上）し、外部有識者を含めた委員会からA評価8課題、B評価1課題との評価を得ていることから、目標の水準を満たしていると認められ

改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用されるなど、肥料の品質等の確保に必要不可欠であることから、重要度が高い。			報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載（令和5年10月5日）し、また、日本土壌肥料学会（令和5年9月12日～14日）及び公開調査研究発表会（令和5年11月28日）において発表し、その他学会誌への投稿、化学系書籍の執筆依頼への対応など、成果の普及に努めた。		る。（評定：B）
--	--	--	---	--	----------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第5号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 【重要度：高】 ② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 ⑤のアの(7) 農薬安全性情報収集 ⑤のイの(7) 事前相談対応	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	100%（2/2）		予算額（千円）	1,135,685	1,072,523	1,080,093	1,084,528	
②ア(7) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定必要農薬）	10.5 か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100%（1,046/1,046）	100%（1,043/1,043）	100%（829/829）	100%（830/830）		決算額（千円）	1,035,615	1,079,487	1,068,803	1,006,566	
②ア(4) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定不要農薬）	10.5 か月以内							経常費用（千円）	1,037,016	1,061,683	1,040,918	1,041,245	
②イ 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（再評価に係る審査結果）	10.5 か月以内		—		—	—		経常利益（千円）	67,530	40,401	79,163	37,675	
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務（GLP調査報告）	30 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100%（22/22）	100%（17/17）	100%（24/24）	100%（20/20）		行政コスト（千円）	1,086,832	1,111,964	1,095,153	1,092,602	
④ア 農薬の立入検査等業務（立入検査）	25 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数）	100%（48/48）	100%（56/56）	100%（54/54）	100%（44/44）		従事人員数	99	103	101	98	
④イ 農薬の立入検査等業務（集取分析）	60 業務日以内												
⑤ア(7)(4) 農薬の登録審査に附帯する業務（国際調和）	技術的知見の提供	—	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席							
⑤イ(7) 農薬の登録審査に附帯する業務（農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握）	結果報告	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告							
⑤イ(4)(7) 農薬の登録審査に附帯する業務（生物農薬の審査、試験成	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供							

績等整備の事前相談対応)									
⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務	40 業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)	100% (393/393)	100% (478/478)	100% (469/469)	100% (475/475)			
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	6 課題	7 課題	7 課題	6 課題			

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	<定量的指標> ○農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×3点(A)＋小項目6(項目)×2点(B)＝21点 B：基準点(18)×9/10 ≦ 各小項目の合計点(21) < 基準点(18)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を活かし、農林水産省からの緊急要請業務を実施するとともに、再評価制度の円滑な運用に備え業務を見直すなど、行政上の重要施策課題対応に貢献した。		評定 A	<評定に至った理由> 10の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが3項目、Bが6項目であり、小項目を積み上げた合計点が21点であることに加え、実績のない1項目については、業務見直しにより、顕著な効率化が図られ、再評価の円滑な運用につなげたことから、A評価の基準点(21.6点)以上の成果が得られているものと判断したため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100% (2/2)】 【特筆事項等について(創意工夫等)】 ア 「農薬成分が含まれている可能性がある資材の成分分析について」(令和5年7月19日付け及び8月7日付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長事務連絡)に基づき、無登録農薬の疑いのある資材について分析したところ、日本に農薬登録のない成分(ロテノン)を検出したことから、その結果を速やかに農林水産省に報告した。 分析対象の有効成分は複数あり、それぞれ分析方法が大きく異なるため一斉分析ができないことから早急な対応が困難とみられた。そこで、国内外の文献を調査して分析法を開発し、複数成分を同時分析できるようにするとともに、分析機器を優先的に本件に回しつつ機器ごとに分析法を固定化して分析時間の短縮を図った。その結果、通常であれば3週間以上を要する分析を1週間程度で終え、農林水産省に結果を報告することができた。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：農林水産省からの要請に対する実施率は100%である。無登録の農薬成分が含まれている可能性がある資材の分析を行い、その結果を速やかに提供したことで、当該資材を販売していた業者に対し販売中止及び自主回収の指導につながったこと、また特定試験成績の信頼性に関する疑義の解消のために行った実地調査の結果と試験施設の自己点検結果を速やかに農林水産省に報告したことは、評価の信頼性の確保につながることとなった。農薬の登録制度と行政ニーズを十分に理解していることを期待して要請した	① 農林水産省からの緊急要請業務について、2件実施し、農林水産省からの要請に対する報告の実施率は100%である。 また、無登録の農薬成分が含まれている可能性がある資材の分析及び結果報告を速やかに行い、当該資材の販売業者に対する販売中止及び自主回収の指導につながり、安全性が不明な資材の流通、使用の防止に貢献した。 加えて、特定試験成績の信頼性に関する疑義の解消のために行った実地調査の結果等を	

			このことにより、当該資材を販売していた業者に対する販売中止及び自主回収の指導が速やかに行われ、安全性が不明な資材が流通し使用されることを防止できたことから、農産物の安全確保に貢献した。 イ 「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第5条から第19条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について（調査要請）」（令和5年5月22日付け5消安第1049号 農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農薬登録申請等において提出された特定試験成績の信頼性に関する疑義の解消のため緊急でGLP調査を実施した。 緊急でGLP調査を実施するために、当初予定していた複数の調査について申請者試験施設と相談の上スケジュール調整をすることにより緊急調査を実施できるよう回り、短期間に当該試験施設に対し実地調査を2回実施した。 実地結果に基づき試験施設に自己点検を実施させるに至り、それらの結果を速やかに農林水産省に報告した。 また、緊急調査に当たっては必要な情報や物証が隠ぺいされないよう細心の注意を払った。 このことにより、不正な試験成績の利用を阻止するとともに当該試験施設の取組を改善させてさらなる影響拡大を防止し、特定試験成績の信頼性の確保に関する農林水産省における施策に貢献した。	が、想定以上の迅速な初動と的確な対応がされ、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。	速やかに報告したことは、農薬評価の信頼性の確保に貢献している。 これらのことは、当初の想定以上の迅速な初動と的確な対応によって達成したものであり、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査業務については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い審査を行い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査 イ 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬分科会	② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査 イ 農薬取締法第4条第1項第5号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査のうち、農業資材審議会農薬	<定量的指標> ◇標準処理期間内（10.5 か月以内（農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は1年4 か月以内））の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、	<主要な業務実績> ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進行状況の定期点検を行った。 令和5年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から1,672件の審査指示があり、令和5年度内に830件を農林水産大臣に報告した。 イ 基準の設定が必要な農薬の審査指示は527件であり、令和5年度内に87件を報告した。 ア 農業資材審議会農薬分科会（以下「分科会」という。）の審議が必要な農薬の審査指示は332件であった。令和5年度内に農林水産大臣に報告した6件の審査期間は全て期限内（10.5 か	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるため。	②ア 農薬登録審査業務について、830 件実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。 また、本業務は、新たな項目の審査、新規有効成分以外の審査報告書の作成などの対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高いものであり、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

	の審議が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 1 年 4 か月以内） (f) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内	分科会の審議が必要な審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内（ただし、農業資材審議会農薬分科会の審議を要しない農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 1 年 4 か月以内） (f) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内	評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができない期間）は、審査期間に含まないものとする。 月）であった。なお、現在審査中の案件についても、審議会等に諮問するためのFAMIC審査（以下「FAMIC審査」という。）結果を 109 件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。 b 分科会の審議を要しない農薬の審査指示は 195 件であった。令和 5 年度内に報告した 81 件の審査期間は全て期限内（1 年 4 か月）であった。 なお、現在審査中の案件についても、FAMIC 審査結果を 184 件報告するとともに、進捗管理を適切に行っている。 (表 1-1-(2)-1 参照) (f) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は 1,145 件であった。令和 5 年度内に報告した 743 件の審査期間は全て 10.5 か月以内であった。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理を適切に行っている。 (表 1-1-(2)-1 参照) 【処理率 100% (830/830(87 (ア(f))+743 (ア(f))))】		
	イ 農薬取締法第 8 条第 5 項（同法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内 【重要度：高】 ②の業務は、農薬による人の健康や環境への影響に関する科学的な評価を行う業務であるが、農薬の登録、変更、取消の判断の根拠として必要不可欠であり、農薬取締制度の根幹をなすものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 ②のアの業務は、農薬取締法改正に伴って、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査などが必要となったことに加え、新規有効成分以外についても審査報告書の作成や、再評価の結果の審査が必要となり、新たな対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。 ②のイの業務は、農薬の登録審査と同様の項目の審査と審査報告書の作成が必要であることに加え、アの基準値設定必要農薬の登録審査の報告件数を超える件数を	イ 農薬取締法第 8 条第 5 項（同法第 34 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後 10.5 か月以内	<定量的指標> ◇標準処理期間内（10.5 か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らかとなるまでの期間（審査ができない期間）は、審査期間に含まないものとする。	イ 令和 5 年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から 1,208 件の審査指示があった。なお、FAMIC 審査結果を 498 件報告するとともに、前年度からの継続分を含め 1,042 件報告済みであるとともに、進捗管理を適切に行っている。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 最新の科学的知見根拠に照らして安全性等の再評価を行うため、平成 30 年の農薬取締法改正により導入された「再評価制度」は、登録農薬（約 4000 剤、約 600 有効成分）の優先度が区分され、優先度の高い農薬から令和 3 年 10 月以降、45 有効成分（1,425 剤）に係る審査資料が提出されたところ。農林水産大臣の指示に基づき、農林水産省と連携しながら審査を行ってきたが、この間併行して、法改正で導入された蜜蜂影響等の新たな評価に係る具体的かつ詳細な手法の検討が分科会で進められ、当初想定を超える業務量が発生する見込みとなり、迅速かつ円滑に再評価を進めていくため、更なる業務の効率化が必要となった。 以上を踏まえ、次のような取組を実施した。 - 新規化学合成農薬の登録申請前の全資料確認の廃止 - 新規農薬の登録申請前に、全資料を確認する作業は、各種審査ガイダンスの整備・公表と説明会（参加人数延べ 425 人）により注意事項や要点的浸透が図られたため、6 月 30 日に廃止し効率化を図った。 - 農薬使用者暴露計算シートのさらなる改良 - 農薬使用者安全評価は、農薬ごとに作物・使用方法の全組み合わせごとに行うため、暴露計算シートを開発している。登録事項の中の「被害防止方法」としてとりまとめる作業の自動化のため、新たなソート機能を追加し、審査の効率化と人的ミス防止を図った。 - 審査結果の報告手続きの見直し 再評価では有効成分ごとに分科会で審議が行われ、一つの成分当たり多ければ 100 を超える製剤の審査結果を農林水産大	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず ②イ 農薬再評価業務について、実績を付すことができない（評定：－）が、再評価に伴う事務増大に備え、各種事務手続を不断に見直し、超過勤務の時間を 25%縮減し、再評価の円滑な運用につなげたことは、大きく評価できる。

農林水産省に報告するなどの対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。			臣に報告することとなる。そのため、これらを効率的に報告できるよう、報告時期を一括化することにより、関係課が計画的に作業を実施できるようにした。 ・審査報告書の作成過程の効率化 これまで、農薬審査の結果を報告する審査報告書と農薬登録の判断を実施するための分科会資料を別に作成していたが、分科会資料の記載事項が充実し、審査報告書の記載事項と重複するところが過半となったため、農林水産省と協議し、分科会資料を採用して審査報告書となるよう、作成過程を見直し、効率化した。 ・審査以外の業務の効率化 立入検査の対象製造場の選定の考え方を見直し、重点化、合理化を図り、業務の質を維持しつつ実施件数を約 40%削減し、その業務量分を再評価に充てることとした。 こうした取組みの結果、再評価審査業務開始から現時点まで進捗に遅れを生じることなく経過。また、再評価業務開始一年目と比べて職員の超過勤務時間が 25%削減された。今後の再評価審査業務の大幅な増加と再評価の第一サイクル完了に備えた体制を再構築し、新たな農薬制度の円滑な運用に貢献した。		
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後 30 業務日以内に消費・安全局長に報告する。	③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後 30 業務日以内に消費・安全局長に報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（30業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	<主要な業務実績> ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 令和 5 年度に消費・安全局長に報告した 20 件は全て調査終了後 30 業務日以内に結果を報告した。 【処理率 100%（20/20）】 また、ギリシャの OECD GLP 現地評価に評価チームメンバーとして職員 1 名を派遣し、ギリシャの GLP 調査機関の調査実施能力の評価を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 特定試験成績の信頼性確保に関する業務について、試験施設の調査を 20 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。（評定：B）
④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内	④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内	<定量的指標> ◇標準処理期間内（立入検査結果の報告は 25 業務日以内、集取品の分析結果は 60 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数） ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場	<主要な業務実績> ④ 農薬取締法第 30 条第 1 項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い 40 製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 40 製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬 4 点の分析結果については、全て集取後 60 業務日以内に報告した。 【処理率 100%（44/44）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 農薬の立入検査等業務について、製造場への立入検査 40 件及び採取した農薬の分析を 4 点実施し、標準処理期間の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

		合には、処理期間に含まないものとする。			
⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 農薬行政の国際調和や農薬の登録審査の質の向上に資するため、農薬の登録審査に付帯する以下の業務に取り組む。このほか、必要に応じ農林水産省からの要請等を踏まえ、農林水産省と連携して積極的に対応する。 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析 (4) OECD による新たなテストガイドラインの策定・改訂やGLP制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関しての、FAMIC の技術的知見に基づいた支援 【重要度：高】 ⑤のアの(7)の業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務（法に明記された業務）であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。	⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMIC の技術的知見に基づき、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析 (4) OECD によるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定、国際農薬分析法協議会における農薬の分析法の検討等の議論に関し、会議出席等を通じた技術的知見の提供	＜定性的指標＞ ◇技術的知見の提供	＜主要な業務実績＞ ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。 (7) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。 (4) OECD で検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。 ・OECD 生物農薬専門家会合（BGFP）の第8回会合に職員4名を出席させ、生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に参加した。 ・国際農薬分析法協議会（CIPAC）の年次会合に職員2名を出席させ、農薬の規格、製剤分析法等の確立に関する国際調和の議論に参加した。 ・アジア太平洋経済協力（APEC）からの講演招待を受けて、APEC 主催の OECD データ相互受入システムの実施に係るワークショップに職員1名を派遣し、ワークショップ参加者に対して農薬 GLP 制度の概要及びデータ相互受入システムへの参加のメリット等を共有した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 ・昨年に引き続き、カンボジア農林水産省の傘下である国立農業研究所（NAL）から独立行政法人国際協力機構（JICA）及び農林水産省を介して、残留農薬分析に関する技術指導者の派遣依頼があった。 カンボジアは、EU に対し玄米を輸出しており、その貿易の円滑化のため、NAL 職員が玄米中のトリシクラゾールの分析を行えるよう NAL 職員に教授することが目的とされた。EU では2017年にトリシクラゾールの残留基準が引き下げられ、カンボジア政府は国内でのトリシクラゾールの使用を一時全面的に禁止する	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質の確保等に関する科学的知見や OECD 等の国際会議への参加等を通じた農薬行政の国際調和に貢献するための技術的知見を提供した。また、JICA を通じてカンボジア国における職員に対する残留農薬分析に関する技術指導者の派遣依頼があり、FAMIC の技術及び経験を活用した技術指導により同国の農薬行政の進展に成果として現れ、食品安全性の向上はカンボジア国内外での信頼が高まり、輸出拡大は同国の自立的な経済発展につながり、農林水産省の施策（農林水産分野における国際協力）に貢献したことは、目標の水準を上回る成果が得られている。	⑤ア(7)(4) 農薬行政の国際調和を推進するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD 等の国際会議に職員を派遣している。 また、FAMIC の技術及び経験を活かし、カンボジア国において残留農薬分析技術を指導した。これにより、同国の食品安全性が向上し、同国内外での信頼の向上のみならず輸出拡大につながり同国の自立的な経済発展が期待でき、農林水産分野における国際協力に貢献していることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

			事態となった。その後、政府は、2022 年までに農家に対して教育を行い、指導を強化した上で当該農薬の使用を許可したものの、輸出した玄米がBの基準値を超えた場合には、再びBへの輸出が禁止されることとなるため、モニタリングの実施を検討しているところであった。 今後、カンボジア各地で玄米中のトリシクラゾールの分析ニーズが高まることが想定されたことから、派遣職員は、玄米中のトリシクラゾールの分析精度を左右する前処理技術（試料の粉碎及び脂質の除去等）を、NAL 職員に教授するだけでなく、NAL 職員が再現し他者に指導できるレベルにまで指導した。 それに加え、NAL 職員が今後、玄米中のトリシクラゾールだけでなく、自らの判断で主体的に分析対象を拡大していけるよう、分析法改良のノウハウを教授した。さらにプロジェクト終了にあたって開催されたカンボジア国内向けワークショップにおいて、NAL 職員が今般の分析法の内容、技術力等を PR したことにより、カンボジア国内の他の学術機関・行政機関との人脈形成にも寄与。NAL の技術力に興味を示した民間企業からの問合せも相次いでおり、玄米中のトリシクラゾール分析法の普及だけでなく、今後、カンボジア国内全体で産学官が連携し、効率的に分析技術を向上できる契機となった。 このようにカンボジアへの職員派遣は、FAMIC が有する知見、技術及び経験を提供し、カンボジアの輸出拡大による同国の経済発展に貢献。自立的な経済発展の支援は農林水産分野において国際協力となり、農林水産省の施策に貢献。		
イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握	イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握	<定性的指標> ◇結果報告	<主要な業務実績> イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行った。 (7) 農薬の使用に伴いい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料9点について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告している。	⑤イ(7) 農薬の使用に伴いい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の実態把握について、都道府県から送付された9件を実施し、結果を報告していることから、目標の水準を満たしていると認められる。(評定：B)
(4) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討	(4) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	<主要な業務実績> (4) 次の取組を実施した。 ① 天敵農薬に関しては、天敵農薬の登録申請において提出すべき資料案及び天敵農薬の評価ガイド案を精査し、農薬対策室からの確認事項について技術的知見を提供した。 ② 微生物農薬に関しては、微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて及び微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱い	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、生物農薬の評価ガイド案等を精査し、審査の更なる充実に向けた検討のための技術的知見を提供していることに加え、再評価の開始において策定作業が継続中の審査ガイド案をはじめ、申請者が提出すべき試験成	⑤イ(4)(7) 生物農薬の審査の更なる充実に向けた検討について、生物農薬の評価ガイド案等を精査し、審査の更なる充実に向けた検討のための技術的知見を提供していることに加え、再評価の開始において策定作業が継

			についての改正案を精査し、農薬対策室からの確認事項について技術的知見を提供した。	績やその評価方法の検討に技術的知見を提供することができたと考えられ、目標の水準を満たしている。	続中の審査ガイダンスをはじめ、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提供していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
(ウ) 再評価において、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応 【重要度：高】 ⑤のイの(ウ)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加で必要となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うものであり、制度開始当初からの円滑な再評価制度の運用に資することから、重要度が高い。	(ウ) 再評価において、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応		＜主要な業務実績＞ (ウ) 次の取組を実施した。 ① 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を管理するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して申請者に対応した。 ② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 令和３年度から始まった再評価を円滑に進めるため、作成済の審査ガイダンスを検証し、以下の審査ガイダンスについて、関係者と意見調整し、改訂案を作成し、農林水産省に提出した。 ○薬効・薬害 ○代謝及び残留 ○環境中の動態及び土壌への残留 ○生活環境動植物（水産動植物）		
⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下での確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等を行う。	＜定量的指標＞ ◇標準処理期間内（40業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数） ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。	＜主要な業務実績＞ ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等に取り組み、適切な精度管理の下で調査点検・分析した。農林水産省から指示のあった475件全ての農産物について調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。（表1-1-(2)-2参照） 【処理率100%（475/475）】	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査について、農薬の残留状況の分析を475件実施し、標準処理期間内の処理率は100%であることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
⑦ 調査研究業務	⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研	＜定性的指標＞ ◇調査研究業務	＜主要な業務実績＞ ⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について6課題を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B	⑦ 農薬の検査等に関する調査研究につい

農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を6課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を6課題以上選定し、実施する。 ア 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 イ 農薬等の品質・薬効等に関する課題 ウ 残留農薬の分析に関する課題 また、調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	の実施状況	その成果について外部有識者からなる委員会（令和6年2月20日開催）において、調査研究課題ごとに評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。 また、調査研究業務で得られた成果を「農薬調査研究報告」としてホームページに公表するとともに、公開調査研究発表会（令和5年11月28日）で発表し、成果の普及に努めた。	根拠：農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員から適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。	て、6課題実施（年度目標値：6課題以上）し、外部有識者を含めた委員会においてすべてB評価であることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
--	--	--------------	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第6号及び第7号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ③のイ 安全性確保に関する検査等業務 ⑤のア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100%（3/3）	実績なし	100%（1/1）	100%（1/1）		予算額(千円)	943,693	925,976	909,117	891,065	
								決算額(千円)	882,791	894,574	841,546	842,467	
② 立入検査等業務(立入検査に係る結果報告)	立入検査等実施月の翌月末まで	100%(標準処理期間内報告件数/立入検査等件数)	飼料等	飼料等	飼料等	飼料等		経常費用(千円)	861,834	854,329	835,992	853,333	
			100%(543/543)	98%(557/569)	100%(596/596)	99.8%(551/552)		経常利益(千円)	60,109	35,576	62,337	29,226	
			立入検査：100%(244/244)	立入検査：98%(275/280)	立入検査：100%(304/304)	立入検査：100%(294/294)		行政コスト(千円)	871,334	863,892	844,599	860,740	
			試験結果報告：100%(299/299(うち地方農政局等への報告 37/37))	試験結果報告：98%(282/289(うち地方農政局等への報告 47/47))	試験結果報告：100%(292/292(うち地方農政局等への報告 52/52))	試験結果報告：99.6%(257/258(うち地方農政局等への報告 49/50))		従事人員数	79	79	76	75	
			愛玩動物用飼料100%(165/165)	愛玩動物用飼料100%(171/171)	愛玩動物用飼料100%(172/172)	愛玩動物用飼料100%(172/172)							
立入検査：100%(60/60)	立入検査：100%(61/61)	立入検査：100%(65/65)	立入検査：100%(62/62)										
試験結果報告：100%(105/105)	試験結果報告：100%(110/110)	試験結果報告：100%(107/107)	試験結果報告：100%(110/110)										
② 立入検査等業務(大臣確認検査)	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100%（79/79）	100%（63/63）	100%（97/97）	100%（94/94）							
③ア 安全性確保に関する検査等業務(基準・規格等の妥当性調査及び薬剤耐性菌のモニタリング調査)	実施率	100%(実施件数/要請件数)	妥当性調査：100%(2/2)	妥当性調査：100%(3/3)	妥当性調査：100%(5/5)	妥当性調査：100%(6/6)							
			薬剤耐性菌：100%(2/2)	薬剤耐性菌：100%(3/3)	薬剤耐性菌：100%(2/2)	薬剤耐性菌：100%(7/7)	飼料等の検査						
③イ 安全性確保に関する検査等業務(サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査等)			—	100%(1/1)	飼料等の検査100%(1/1)	100%(1/1)							
③ウ 安全性確保に関する検査等業務(適合性の維持)	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	—	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持							
④ 検定等関係業務(飼料添加物の検定申請)	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	100%（133/133）	100%（68/68）	100%（101/101）	100%（103/103）							

⑤ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(抗菌剤(GP)ガイドライン及び(GP)ガイドライン適合確認申請検査)	50業務日以内	100%(実施件数/申請等件数)	100% (143/143)	100% (151/151)	100% (166/166)	100% (159/159)	
⑤ア(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(センター確認)	実施率						
⑤ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者)	特定飼料等製造業者:50業務日以内 規格設定飼料製造業者:40業務日以内						
⑤ア(2) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(輸出証明検査)	実施率		100% (28/28)				
⑤ア(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(エコフィード及びICオイル検査)	実施率						
⑤イ(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(飼料製造管理者認定講習会、GPガイドライン研修)	講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況	—	2回開催	2回開催	顧客満足度(飼料製造管理者認定講習会):4.3 顧客満足度(GPガイドライン研修):4.3 2回開催	顧客満足度(飼料製造管理者認定講習会):3.9 顧客満足度(GPガイドライン研修):4.3 2回開催	
⑤イ(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(技術的助言)			飼料等製造者等及び都道府県飼料検査指導機関:32件 登録検定機関:2件 地方農政局:1件	飼料等製造者等及び都道府県飼料検査指導機関:203件 登録検定機関:0件 地方農政局:5件	飼料等製造者等及び都道府県飼料検査指導機関:194件 登録検定機関:2件 地方農政局:2件	飼料等製造者等及び都道府県飼料検査指導機関:192件 登録検定機関:0件 地方農政局:1件	
⑥ 国際関係業務	飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	—	4回+1回	4回+17件	4回+8件	5回(P:Annual Reportの報告後に確定)+16件	
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	9課題	10課題	8課題	9課題	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。 また、ペットフード安全法に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP 適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○飼料及び飼料添加物関係業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠： ◇小項目2（項目）×3点（A）＋ 小項目7（項目）×2点（B）＋ 小項目1（項目）×1点（C）＝ 21点 B：基準点（20）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（21）< 基準点（20）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 立入検査に係る結果報告を除いた指標において、事業計画の所期の目標を達成したことに加え、農林水産省からの緊急要請に対しては分析の妥当性確認を迅速に実施するだけでなく、複数の分析法を確立したこと、飼料製造管理者認定講習会については、政府のデジタル原則の方針に沿って対面講習からオンライン講習に移行し、その際、事業者の利便性向上や受講者の理解度の維持を図るなど、FAMIC が有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効果的かつ効率的に成果を挙げ、飼料等の安全確保に貢献した。		評定	B
						<評定に至った理由> 10の小項目のうちAが2項目、Bが7項目、Cが1項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① これまで飼料添加物であるモネンシンナトリウム（MN）は、均質性確保の問題からヘイキューブ等配合の牛用配合飼料（以下「ヘイキューブ配合飼料」という。）に使用が禁止されていた。そのため、ヘイキューブ配合飼料を給与している牛に MN を使用するには、MN が添加可能な配合飼料を別途給与しなければならなかったが、近年の飼料製造技術の向上により均質性確保の問題が解消されたとして飼料関係者からヘイキューブ配合飼料への MN の使用解禁の要望があった。これを受け、農林水産省からFAMICに、製造事業場の管理分析に用いる迅速定量法におけるヘイキューブ配合飼料中の MN 分析の妥当性確認について緊急要請された。妥当性確認のため、MN を添加したヘイキューブ配合飼料を製造予定の 3 業者との 4 者間による室間共同試験を実施し、結果を取りまとめて適用可能であることを確認し、農林水産省に報告した。 【実施率 100%（1/1）】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 要請を受け、FAMIC が有する知見を生かして迅速定量法による 4 者間での室間共同試験のための実施手順を迅速に作成して試験を実施し、迅速定量法の妥当性を確認し農林水産省に報告した。この報告を基に、要請から約 2 ヶ月後の短期間で通知改正が行われ、ヘイキューブ配合飼料中への MN の使用が可能となった。 また、農林水産省からの要請はなかったが、飼料製造事業場の一部での管理分析に用いる飼料分析基準に収載されている二つの MN 分析法（IC 法及び平板法）についても、行政需要に即してFAMIC として実施すべき業務としてヘイキューブ配合飼料中の MN 分析の単一試験室による妥当性確認を実施した。その結果、2 法ともに適用可能であるが、平板法は MN の成分規格への適否の判	<評定と根拠> 評定：A 根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成しており、また、事業者の要望等を踏まえ行政需要に即して FAMIC として実施すべき業務として、ヘイキューブ配合飼料中の MN の分析法を複数確立したことにより、飼料製造事業場における MN 分析手法の選択肢を拡大させ、また農家のニーズに対応した飼料生産を可能にするなど、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られている。	① 農林水産省からの緊急要請について、1件実施し、農林水産省からの要請に対する報告の実施率は100%である。 また、事業者から要望等のあったMNの使用解禁にあたり、ヘイキューブ配合飼料中のMNの分析法を複数確立したことにより、飼料製造事業場におけるMN分析手法の選択肢を拡大させたことに加え、農家のニーズに対応した飼料生産を可能としている。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 （評定：A）	

			断に影響のない低い濃度（成分規格濃度の 50%相当）において適用不可となる飼料があり、注意が必要であることを確認した。なお、妥当性の確認にあたり、他の調査研究課題の検討、特定添加物の検定等の通常業務と同時併行で進めるため、実施部署内で的確な業務調整を行いながら実施体制を構築したことにより業務が滞ることなく遂行した。 飼料分析基準収載法 2 法の妥当性確認の成果については、飼料分析基準一部改正案として取りまとめて農林水産省に報告し、対象飼料中の MN の均質性を確保する管理分析手法が複数確立されたことで、FAMIC での検査分析が可能となり、飼料製造事業場における MN の管理分析手法の選択肢が広がったこと、また飼料の安全性を確保しつつ農家のニーズに対応した飼料生産が可能となった。		
② 立入検査等業務 ア 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第 57 条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣又は地方農政局長に報告する。 (7) 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。	② 立入検査等業務 ア 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第 57 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進捗管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣または地方農政局長に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<定量的指標> ◇立入検査等に係る結果報告 標準処理期間内（立入検査等実施月の翌月末まで）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	<主要な業務実績> ② 立入検査等業務 ア 飼料安全法第 57 条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進捗管理に努め、立入検査 294 件中 294 件について、立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品 258 件中 257 件（飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。）の試験結果について、立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。地方農政局長から試験を依頼された 1 収去品（立入検査 10 月 31 日、農政局からの試験依頼 11 月 9 日）について、報告期日を誤認し、立入検査の翌月末（11 月末）までに報告しなかった事例があった（結果報告 12 月 6 日）。本件の発生を受け、立入検査等の実施に関する規程の改正を行い、また、進捗管理のグループウェアの改良を行った。 上記報告のうち、収去品の試験結果に問題が認められた事例（4 件）については、速やかに農林水産大臣に報告した。 （表 1-1-(3)-1 参照） 【処理率 99.8%（立入検査 294/294、試験結果(大臣あて 208/208、地方農政局等の長あて 49/50)）】 (7) 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を 280 件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。	<評定と根拠> 評定：C 根拠：標準処理期間内の処理率は 99.9%であり、計画における所期の目標を満たしていない。	②ア 飼料等の立入検査等業務 552 件及び②イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 172 件を実施。 上記において、飼料等の立入検査等業務の収去品の試験結果の報告 1 件を標準処理期間内に報告していなかったため、標準処理期間の処理率は 99.9%であり、事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。（評定：C） <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> 立入検査業務は、法律に基づく業務であり、立入検査における収去品の試験結果報告が標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起らないように対策を行うこと。
(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の		<定量的指標> ◇大臣確認検査実施率：100%（処理件数/申請受付件数）	<主要な業務実績> (イ) 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し、農林水産大臣に報告した。 【実施率 100%（94/94）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者への検査等に対	②ア(イ) 動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査について、94 件実施し、実施

	農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9674 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施する。				する実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
	イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第 12 条の規定によるもの及び同法第4条の規定に基づく購入品を含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣又は地方農政局長に報告する。	イ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第13条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査等実施月の翌月末までに、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第12条の規定によるもの及び同法第 4 条の規定に基づく購入品を含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等又は収去品の試験を実施した結果に問題が認められたときは、速やかに当該結果を農林水産大臣または地方農政局長に報告する。 なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<定量的指標> ◇立入検査等に係る結果報告 標準処理期間内（立入検査等実施月の翌月末まで）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）（※②ア(ア)と指標統合）	<主要な業務実績> イ ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査 62 件について立入検査等実施月の翌月末までに農林水産大臣に報告した。また、同条の規定に基づく集取品 110 件（ペットフード安全法第 12 条の規定によるもの及び同法第 4 条の規定に基づく購入品を含む。）の試験結果について立入検査等実施月（購入品についてはその購入月）の翌月末までに農林水産大臣に報告した。 なお、立入検査等又は集取品の試験結果に問題が認められ、速やかに農林水産大臣への報告が必要となった事例はなかった。 【処理率 100%（172/172）】	②のア(ア)の記載に同じ	②イ ②のア(ア)の記載に同じ
	③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農	③ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、農林水産省の要請に応じてそれらの基準・規格及び検討資料の妥当性	<定量的指標> ◇実施率：100%（達成件数/要請件数）	<主要な業務実績> ③ 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、次の取組を実施した。 ア 農林水産省から要請のあった飼料等の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。 ・アセチルシステイン、キシラナーゼ、3-ニトロオキシプロパノール、カシューナッツ殻液及びキシラナーゼ・β-グルカナー	<評定と根拠> 評定：B 根拠：基準・規格等の妥当性調査並びに農林水産省の要請に応じて薬剤耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管及び妥当性確認の実施率は 100%であり、また、飼料のモニタリング検査の実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③アイ 安全性確保に関する検査等業務について、14 件実施し、検査等の実施率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

林水産省の要請に応じて実施する。 また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等を、農林水産省の要請に応じて実施する。	調査を実施し、その結果を農林水産省に報告する。 また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。		ゼ合剤の成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 ・ビタミンA定量法の有害な試薬を用いない代替試験法設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。 また、薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に実施した。 (腸球菌（菌株）の引継ぎ) ・令和4年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 ・令和5年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 (妥当性確認) ・令和5年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が薬剤感受性試験を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該試験の妥当性確認を要請され、確認結果を農林水産省に報告した。 (委託事業者からの生データ及び報告書の確認) ・令和5年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が実施した腸球菌の分離についての生データ及び報告書の内容確認を要請され、確認結果を農林水産省へ報告した。 ・令和5年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が実施した薬剤感受性試験についての生データ及び報告書の内容確認を要請され、確認結果を農林水産省へ報告した。 (各種報告書作成のためのデータ解析及びそのデータ提供) ・ワンヘルス動向調査報告書の作成のためのデータについて動物医薬品検査所より提供依頼があったため、データ解析を実施し、提供した。 ・JVARM 年次報告書作成のためのデータについて、動物医薬品検査所から提供依頼があったため、データ解析を実施し、そのデータを提供した。 ・2年分をまとめて作成される JVARM レポート作成のためのデータについて、動物医薬品検査所から提供依頼があったため、データ解析を実施し、そのデータを提供した。		
---	---	--	--	--	--

イ 農林水産省が策定する「令和5年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。 また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 【重要度：高】 ③のイの業務は、農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理において、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査を含み、食品安全行政にリスクアナリシスを取り入れた科学に基づく行政の推進に寄与する基礎データとなることから、重要度が高い。	イ 農林水産省が策定する「令和5年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。 また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。 なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。		イ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ733点のサンプルについて実施した。 (表1-1-(3)-2参照) 【実施率100% (14/14(13(ア)+1(イ)))】 モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。 事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステム（令和2年度に導入）について、提供業者を拡大し、延べ142点のサンプルを確保した。		
ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC17025認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来DNA検出法）について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	ウ 安全性確保に関する分析業務を実施するに当たり取得したISO/IEC17025認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来DNA検出法）について、ISO/IEC17025に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	<定性的指標> ◇ISO/IEC17025への適合性の維持	<主要な業務実績> ウ 本部の飼料部門において取得したISO/IEC17025:2017認定（とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来DNA検出試験）について、手順書に基づく内部の教育訓練を行って担当職員力量管理を行った。 また、オフサイトサーベイランス審査（令和5年9月4日～5日）までに不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関によるオフサイトサーベイランス審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：本部の飼料部門において取得したISO/IEC17025:2017認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持しており、目標の水準を満たしている。	③ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC17025:2017認定について、引き続き適合性を維持していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。	④ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（20業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	<主要な業務実績> ④ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請103件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 なお、飼料に係る申請はなかった。 【処理率100%（103/103）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 飼料添加物の検定業務について、申請のあった103件を実施し、標準処理期間内の処理率100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する	⑤ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する	<定量的指標> ◇実施率:100%（実施件数/申請等件数）	<主要な業務実績> ⑤ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率及び輸出飼料・エコフィード	⑤ア 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、159件実

検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。 ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (f) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。）に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。 (i) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。 (ii) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）	検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (f) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。）に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。 (i) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。 (ii) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）		ア 次の申請等に対する検査等を実施した。 (f) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。）及び「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」（以下「GMPガイドライン」という。）に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請97件（抗菌剤GMPガイドライン2件、GMPガイドライン95件）について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場をホームページに公表した。 (i) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場32か所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場32か所をホームページに公表した。 (ii) 特定飼料等製造業者の更新に係る申請1件について、業務の進捗管理を適切に行い、50業務日以内に調査を終了した。 なお、規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかった。	に関する製造状況の確認の業者からの依頼に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	施し、実施率100%であり、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
---	---	--	--	---	--

く。)の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ30業務日及び40業務日以内に調査を終了する。 (イ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。 (ロ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて調査を実施し、製造基準等への適否を確認する。 【重要度：高】 ⑤のアの業務は、事業者によるGMP及びHACCPに基づく製造工程管理により食品の安全を確保する仕組みが国際的な考えとなっている中で、我が国のフードチェーンの一端を担う飼料事業者へのGMP導入拡大、取組促進につながり、飼料の効果的・効率的な安全確保に資する。また、輸出用飼料等に係る調査は我が国が促進する輸出拡大に寄与することから、重要度が高い。	く。)の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ 50 業務日及び 40 業務日以内に調査を終了する。 (イ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。 (ロ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて製造基準等への適否を確認する。		(イ) 農林水産省からの依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)に基づく検査を7件、飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検疫証明書発行等のための検査を20件実施した。 (ロ) 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査2件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。 【実施率100% (159/159)】		
イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。	イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。 講習会及び研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とし	<定量及び定性的指標> ◇講習会及び研修の顧客満足度並びに技術的助言等の実施状況	<主要な業務実績> イ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：当該講習会及び研修並びに都道府県飼料検査指導機関への技術的助言及び登録検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等を実施するとともに、講習会及び研修会の顧客満足度は3.5以上であり、	⑤イ 飼料等関係事業者等を対象にした研修及び技術的助言について、飼料製造管理者認定講習会、GMPガイドラインに係る研修及び技術的助言を実施しており、いずれも顧客満足度は3.5以上である。

(7) 飼料等関係事業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。	て、講義の内容や運営方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。 (7) 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」(平成7年3月13日農林水産省告示第392号)で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。		(7) 飼料等製造業者を対象として受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を開催した。デジタル臨時行政調査会による「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」及びこれを踏まえた農林水産省からの見直し指示を受け、従来のさいたま市に招集する対面講習ではなく、講習及び修了試験についてそれぞれeラーニング及びCBT(Computer-based testing)を利用したオンライン講習とした。受講者は109名(うち4名は令和4年度試験に不合格であった再受験者)であり、顧客満足度は3.9であった。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 令和3年度、新型コロナウイルスのまん延によりオンライン講習を実施した際は、修了試験については、替え玉受験、カンニング等の不正への対策に関する知見が不足し集合開催としていた。令和5年度のオンライン講習を企画するに当たり、私物の持込禁止、マイナンバーカードによる本人確認等、必要な不正防止対策を実現できるCBT事業者を調査し、修了試験を含めたオンライン化を実現した。 eラーニングは、(4)で従来行っている研修会や令和3年度に本講習会で実施したeラーニングでの過去の受講者からのフィードバックを参考に、動画の巻き戻し機能を有するなど受講者の使い勝手にも配慮するとともに、従来製本していたテキストをダウンロード形式としたことにより経費が節減できた。また、本講習会のCBTによる試験は初めてであることから、受講者の不安の解消及び受講者自らの理解度の把握のため、eラーニングのサイト内にCBTを模した試験を用意し、過去の試験問題を演習できるようにした。受講者の進捗状況を把握し、期限内に受講が終えられるよう適宜連絡した。 CBTは、受講者の利便性を考慮し、全都道府県にそれぞれ複数箇所のテストセンターを有する事業者を選定した。 これらの取組の結果、事業者の旅費負担を軽減し、物理的定員に抑制されず105名の受講希望者(過去3か年の平均68名)を受け入れ、飼料の安全確保に必要な知識の普及に貢献した。	計画における所期の目標を達成している。 また、対面講習規制であるとしてデジタル原則に照らし見直しが求められていた飼料製造管理者認定講習会について、修了試験を含めたオンライン講習の実施に当たっては受講者の利便性や理解度の維持に配慮することで、受講者の増加に貢献している。 このことにより、飼料の安全確保に必要な知識の普及効果を高めたことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定：A)	また、デジタル原則に照らし見直しが求められていた飼料製造管理者認定講習会について、修了試験を含めたオンライン講習の実施に当たっては受講者の利便性や理解度の維持に配慮することで、受講者の増加に貢献している。 このことにより、飼料の安全確保に必要な知識の普及効果を高めたことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定：A)
--	---	--	---	--	---

また、飼料等関係事業者を対象に、GMP ガイドラインに記載された研修を開催する。 飼料製造管理者認定講習会及びGMP ガイドラインに記載された研修については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5 段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標とする。 (イ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。 そのほか、飼料安全法第 27 条第 1 項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等が行う登録検定機関に対する指導等について技術的な部分に係る助言を行う。	(イ) 飼料等関係事業者を対象に、GMP ガイドラインに係る研修を開催する。 また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。 (ウ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持向上を確認し、必要により技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。 ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。		(イ) 飼料等関係事業者を対象として、GMP ガイドラインに係る研修を令和 4 年度に引き続き e-ラーニング（参加者 763 名）で開催し、顧客満足度は 4.3 であった。 さらに、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を 6 回実施した。 (ウ) 飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験について、農林水産省からの要請により試料調製や統計解析に係る技術的助言及び協力を行った。その統計解析結果を取りまとめ、試験に参加した飼料等製造業者等（157 試験室）及び都道府県飼料検査指導機関（35機関）に対し技術的助言を行った。また、登録検定機関 5 機関（6 事業所）については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認した。以上の対応について、農林水産省に報告した。 そのほか、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき、地方農政局等が行う登録検定機関 1 機関（1 事業所）への立入検査又は調査に同行して助言を行った。 ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対し GMP・HACCP 等に関する研修を 11 回、延べ 12 名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。		
⑥ 国際関係業務 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局（WOAH）コラボレー	⑥ 国際関係業務 ア 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局（WOAH）コラボレ	<定性的指標> ◇飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及	<主要な業務実績> ⑥ ア 国際獣疫事務局（WOAH）のコラボレーティング・センター（WOAH-CC）として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等、国際標準化機構	⑥ 国際関係業務として、WOAH コラボレーティング・センターとして情報発信、国際標準

ディング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書を WOH へ提出する。 また、国際標準化機構（ISO）の動物用飼料分科委員会（TC34/SC10）の国内審議団体として、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。	ーディング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行う。次の取組を行う。 (7) 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 (i) コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を WOH へ提出する。 (ii) 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。 イ 国際標準化機構（ISO）の動物用飼料分科委員会（TC34/SC10）の国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行う。	び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	(7) 飼料研究報告の要旨及び令和 4 年度特定添加物検定結果について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した（計 2 回）。またラボネットワーク加盟各国へ、各国の飼料検査の状況についてレポートを依頼し、結果を取りまとめた。 (i) 2023 年の活動に関する報告書を作成した。なお、同報告書の提出については、昨年 12 月に WOH 本部から報告用の HP の整備中であり、整備が終了次第報告を要請する旨連絡があった。その後令和 6 年 4 月に報告書提出の要請があり、速やかに提出した。 (ii) 次の 2 件の要請に応じて対応した。 - 韓国農産物品質管理院（本部及び試験研修所）の要請を受け、日本の飼料の安全性及び品質管理並びにこれらに関する FAMIC の役割等について、説明及び意見交換を実施した（令和 5 年 9 月 13 日）。 - 韓国農産物品質管理院の要請を受け、日本の遺伝子組換え飼料の安全性確認手続き等の説明及び意見交換を行った（令和 5 年 12 月 13 日）。 イ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の動物用飼料分科委員会（TC34/SC10）の国内審議団体として、次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。 ① 国際規格策定案件に対応するため、外部有識者からなる国内対策委員会を設置し、国内の意見集約を実施した。 ② ISO において改正が検討された規格について、16 規格のプロジェクトに参画し、ISO の規格改正に貢献した。	（ISO）の動物用飼料分科委員会（TC34/SC10）の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を実施しており、(i) 報告書について令和 5 年度末までに WOH への提出に至っていないものの、これは他律的要因によるものであり、目標の水準を満たしているものとする。	化機構の動物用飼料分科委員会の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を実施していることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）
⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を 9 課題以上実施する。 これらの課題については、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑦ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請への対応その他分析技術の進歩に伴う分析法の改良等のため、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を 9 課題以上実施し、その結果を報告する。 これらの調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年 1 回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑦ 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等（7 課題）に係る開発及び改良を実施し、その結果を農林水産省に報告した。また、飼料等の安全確保に必要な課題については、2 課題を選定、実施した。これらの成果について、外部有識者から成る委員会（令和 6 年 3 月 14 日開催）において評価を受けた。 （別添「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務で得られた成果を公表するために、「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載（令和 5 年 9 月 27 日）するとともに公開調査研究発表会（令和 5 年 11 月 28 日）で成果の普及に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省から要請されたものを含め、計画した課題に全て取り組み、外部有識者による評価（複数年計画の 3 課題を除く）は S 評価 1 課題、A 評価 2 課題、B 評価 3 課題であり、目標の水準を満たしている。	⑦ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究について、9 課題実施し、外部有識者を含めた委員会から次年度継続の課題を除き、S 評価 1 課題、A 評価 2 課題、B 評価 3 課題の評価を得ていることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号 食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ②のア 食品表示法に基づく立入検査等業務	関連する政策評価・行政事業 レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	100% （1/1）	実績なし	実績なし		予算額（千円）	1,504,078	1,464,993	1,437,523	1,427,862	
								決算額（千円）	1,424,798	1,414,041	1,353,184	1,385,912	
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	100% （23/23）	100% （26/26）	100% （27/27）	100% （15/15）		経常費用（千円）	1,397,202	1,390,462	1,367,944	1,424,646	
								経常利益（千円）	86,673	51,732	103,267	48,439	
								行政コスト（千円）	1,406,655	1,400,443	1,377,920	1,433,855	
								従事人員数	136	136	133	135	
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政部局要請調査）	報告処理率	100%（報告件数/調査終了件数）	100% （3/3）	100% （2/2）	100% （14/14）	100% （15/15）							
③ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査の実施率	100%（実施件数/2,400件）	2,489件	2,502件	2,643件	2,521件							
④ 食品表示 110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数/情報提供）	100% （12/12）	100% （19/19）	100% （24/24）	100% （12/12）							
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	13課題	13課題	13課題	14課題							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示基準に関する検査等業務を行う。	(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発及び既に開発済みの技術の精度向上等に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品表示の監視に関する業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇ 小項目5(項目)×2点(B)=10点 B：基準点(10)×9/10≦各小項目の合計点(10)<基準点(10)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成した。加えて、①遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度について、これまで調査で得られた知見を基に立入検査の手法を整理し円滑に検査を実施するとともに、②モニタリング検査で原料原産地表示に疑義があるとした商品が、立入検査を経て食品表示法に基づく不適正表示の改善指示につながる等、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に貢献した。		評定	B
					<評定に至った理由> 6の小項目のうち実績のない1項目を除き、Bが5項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を正確かつ速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急要請業務について、実績がないため評価せず。 (評定：－)	
② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省と連携の上適正に実施するとともに農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に正確な結果を取りまとめ、セ	<定量的指標> ◇標準処理期間内(3業務日以内)の報告処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数)	<主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり実施した。 ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を15件(21事業所・延べ50回)実施し、全ての案件について、3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。 【処理率100%(15/15)】 立入検査等で入手した試料の科学的検査を16件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②ア 立入検査等について、農林水産大臣の指示に従い15件実施し、標準処理期間内の報告処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)	

	【重要度：高】 ②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。	ンター内での適切な確認の上、農林水産大臣に報告する。			
イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は正確な調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	<定量的指標> ◇報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）	<主要な業務実績> イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。このうち、7件（16事業所・延べ16回）については、加工食品の製造工程に関する知見を蓄積し、今後の立入検査等に役立てるため、農林水産省と連携した任意調査を実施した。 また、都道府県等からの要請による協力調査 8 件（12 事業所・延べ17回）を行った。 【処理率 100%（15/15）】 なお、協力調査時に入手した試料について、都道府県等からの要請に基づき、科学的検査を 6 件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：報告処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 行政部局の要請による事業所等への調査について、15件実施し、報告処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省による立入検査・措置に繋がるよう、原則として都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を実施する。検査品目に関しては、農林水産省と調整し、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。 過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示検査の実施に当たっては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近3年間の目標件数の水準を維持する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省等に速やかに報告する。	③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省と連携の上、検査対象の重点化に取り組む、農林水産省による立入検査・措置に繋がるよう、原則として都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省等に速やかに報告する。 ア 検査対象の重点化では、検査品目に関して、農林水産省と調整して緊急度及び重要度の高いものを重点化し、次の検査を行う。	<定量的指標> ◇原産地表示検査の実施率：100%（実施件数/2,400件）	<主要な業務実績> ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を 5,680 件実施した。（2,521 件（原産地表示に関する検査）+258 件（遺伝子組換え表示に関する検査）+2,901 件（品種判別その他の検査）=5,680 件）。 なお、検査の結果、疑義が認められた 74 件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 ア 農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高い品目に重点化し、次の検査を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：原産地表示に関する検査は所期の予定件数を上回っており、計画における所期の目標を達成している。 なお、モニタリング検査で買い上げた商品の原料原産地表示に疑義があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、立入検査を経て、食品表示法に基づく、事業者に対する不適正表示の改善指示につながった。	③ 食品表示の科学的検査について、原産地表示検査を 2,521 件実施し、実施率は 105%である。また、表示に疑義があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、事業者に対する不適正表示の改善指示につながっており、食品表示の適正化に貢献していることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

(イ) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい品目の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かく行い、2,420 件以上の検査を実施する。 また、新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。 (ロ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度の施行も踏まえ、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を 250 件以上実施する。 なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入の有無について検査を行う。 イ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の精査等に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。 ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力		(エ) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行い、2,521 件の検査を実施した。 なお、モニタリング検査で買い上げたまぐろ加工品、さば加工品及びいか加工品の原料原産地表示に疑義があるとの検査結果を農林水産省に報告したものが、立入検査を経て、食品表示法に基づく不適正表示の改善指示につながった。 (表 1-2-(1)-1 参照) 【実施率：105% (2,521/2,400)】 (イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行うとともに、遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度の施行も踏まえ、「遺伝子組換えでない」と表示された豆腐、油揚げ等の検査を行った。 また、検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。なお、調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。 これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計 258 件実施した。 イ 分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を 42 件に対して行った。 ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて 266 件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。		
--	--	--	--	--

	要請についても、可能な限り対応する。				
④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い疑義情報接受後、速やかに農林水産省へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇実施率：100% （回付件数/情報提供）	<主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報 12 件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率 100%（12/12）】 また、農林水産省からの食品表示 110 番に係る分析依頼について、科学的検査を 21 件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 食品表示110番等対応業務について、不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報提供を12件実施し、実施率は100%である。また、農林水産省からの分析依頼に基づき科学的分析を21件実施していることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び半財技術の開発・精度向上等に関する調査研究を 13 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び半財技術の開発・精度向上等に関する調査研究を 13 課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年 1 回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、14 課題を実施した。その成果について、外部有識者から成る委員会（令和 6 年 3 月 6 日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務の進捗に当たっては、農林水産省や関係課との調整や外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、関係課を交えた内部検討会を複数回開催し、計画作成、進捗管理を行い効率的に実施した。 調査研究業務で得られた成果について、公開調査研究発表会（令和 5 年 11 月 28 日、対面・オンライン併用）を開催して発表するとともに、研究成果を「食品関係等調査研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載（令和 6 年 3 月 19 日）する等、成果の普及に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については、目標課題数を満たすとともに、外部有識者から成る委員会から適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。	⑤ 食品表示に監視に関する調査研究について、14 課題実施（年度目標値：13 課題以上）し、外部有識者を含めた委員会において S 評価 1 課題、A 評価 13 課題であることから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号及び第3号 JAS 法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② JAS の制定等に係る業務 ③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省5-④ 行政事業レビューシート事業番号：0053

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	達成目標	基準値	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	100%（1/1）	実績なし		予算額(千円)	1,041,442	1,057,424
②ア 日本農林規格に関する業務 JAS の制定等に係る業務（JAS の確認等に関する原案作成）	実施率	100%（作成又は検討件数/要請件数）	100%（3/3）	180%（18/10）	470%（47/10）	100%（71/71）		決算額(千円)	1,051,889	1,039,841
②ア 日本農林規格に関する業務 JAS の制定等に係る業務（日本産品の優位性の発揮につながる原案（団体等の提案に係るサポート件数含む。））			13 件					経常費用(千円)	1,034,510	1,004,022
②イ 日本農林規格に関する業務 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査）	45 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	新規：100%（2/2） 更新：100%（4/4）	新規：100%（2/2） 更新：100%（51/51）	新規：100%（6/6） 更新：100%（36/36）	新規：100%（5/5） 更新：100%（6/6）		経常利益(千円)	70,927	39,813
②イ 日本農林規格に関する業務 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務（登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査）			新規：実績なし 更新：実績なし	新規：100%（1/1） 更新：実績なし	新規：実績なし 更新：実績なし	新規：実績なし 更新：実績なし		行政コスト(千円)	1,040,814	1,010,240
②ウ(ウ) 日本農林規格に関する業務 JAS 法に基づく立入検査等業務（登録認証機関等）	3 業務日又は30 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/検査終了件数）	100%（68/68）	100%（78/78）	100%（77/77）	100%（73/73）		従事人員数	105	103
②ウ(イ) 日本農林規格に関する業務 JAS 法に基づく立入検査等業務（登録外国認証機関等）	45 業務日以内		100%（8/8）	100%（11/11）	100%（12/12）	100%（14/14）				
②ウ(ウ) 日本農林規格に関する業務 JAS 法に基づく立入検査等業務（登録認証機関等の技術能力確認調査）	調査実施率	100%（実施件数/計画件数及び要請件数）	100%（460/460）	100%（431/431）	100%（419/419）	100%（325/325）				
②ウ(エ) 日本農林規格に関する業務 JAS 法に基づく立入検査等業務（行政部局要請検査）			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし				

②エ 日本農林規格に関する業務 国際規格に係る業務	国際標準化 活動の実施	－	国内委員会 を 1 回 開 催、国際規 格プロジェクト 41 件に 参画（うち 発行済は 19 規格）、国際 会議に 20 回 参加	国内委員会 を 3 回開催、 国際規格プロ ジェクト 33 件 に参画（うち 発行済は 10 規格）	国内委員会を 2 回開催、国 際規格プロジ ェクト 33 件 に参画（うち 発行済は 10 規格）	国内委員会を 4 回開催、国 際規格プロジ ェクト 42 件に 参画（うち発 行済は 10 規 格）		
③ 認定制度に基づく認定業務（認証 機関又は試験業者の申請に応じて 審査）	調査実施率	100%（審査件数/申 請受理件数、申請 中の案件を除く。）	100% (4/4)	100% (6/6)	100% (6/6)	100% (5/5)		
③ 認定制度に基づく認定業務（国際 相互承認に向けた取組）	国際相互承認 に向けた取組	－	国際相互認 証申請に必 要な認定実 績を確保 し、APAC の準 会員となっ た。	製品認証分野 （ISO/IEC 17065）におい て、APAC へ国 際相互承認の 申請手続きを 行った。	製品認証分野 （ISO/IEC 17065）におい て、APAC 国際 相互承認審査 を受審した。	製品認証分野 （ISO/IEC 17065）におい て、APAC 及び IAF の国際相互 承認を締結し た。		
④ア 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務（認定農林水 産物・食品輸出促進団体への協 力業務）	実施率	100%（実施件数/ 要請件数）	－	－	100% (1/1)	100% (1/1)		
④イ 農林水産物及び食品の輸出の 促進に関する業務（登録発行機関 及び登録認定機関の登録及びそ の更新申請調査）	調査実施率	100%（調査報告件 数/農林水産大臣 からの調査依頼件 数、調査中の案件 を除く。）	100% (5/5)	100% (2/2)	100% (1/1)	実績なし		
④ウ(イ) 農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する業務（登録発行機 関若しくは登録認定機関又はこ れらの者と関係のある事業者に 対する立入検査）	検査実施率	100%（検査報告件 数/検査件数及び 要請件数、検査中 の案件を除く。）	実績なし	100% (6/6)	100% (14/14)	100% (14/14)		
④ウ(イ) 農林水産物及び食品の輸出 の促進に関する業務（行政部局の 要請による調査）			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 JIS 法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり JIS の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JIS に係る検査等業務を行う。 また、JIS の活用が図られるよう JIS 制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。 さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 日本農林規格等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定等、JAS 制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS に係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	<定量的指標> ○農林水産物等の品質の改善等に関する業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目 1（項目）×4 点（S）＋小項目 8（項目）×2 点（B）＝20 点 B：基準点（18）×9/10 ≤ 各小項目の合計点（20）<基準点（18）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 我が国の強みのアピールにつながる日本農林規格（JAS）の原案作成、登録認証機関等に対する立入検査等により、農林水産・食品分野における標準化政策である JAS 制度の的確な運用に貢献した。 また、農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務について、製品認証分野（ISO/IEC 17065）における各国認定機関との相互承認締結に向けアジア太平洋地域認定協力機構（APAC）の承認審査を受審し、APAC 評価チームからは承認を推薦する旨の評価結果を得た。 FAMIC の知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に資する戦略的な国際規格の日本提案が承認されるよう民間有識者等と協働し海外の標準化機関等への現地訪問や国際フォーラム等へ参加したほか、海外の利害関係者が一堂に会する国際会議（ISO/TC34 総会及び関連会議）の日本開催を FAMIC 全体で対応し、予定する日本提案が海外の利害関係者からの賛同を得られるなど、成功に導いたことは、日本の農林水産物・食品の輸出力の強化が期待できる。さらに、JAS の海外への浸透・定着に向け ASEAN 諸国との関係強化や国際規格化に向けた各国との協力体制構築の推進、有機同等性の承認を行うために必要な調査の実施、林産物 JAS に係る接着剤同等性性能確認、輸出促進団体の支援などにより、日本の農林水産物・食品の輸出拡大等に貢献した。		評定	B
<評定に至った理由> 11 の小項目のうち実績のない 2 項目を除き、S が 1 項目、B が 8 項目であり、小項目を積み上げた項目別評定は B であったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。						
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。 なお、令和 4 年度に実施した農林水産省からの緊急要請（中国 JAS 合板事業者の JAS 認証停止に係る調査の協力依頼について）に関連して、次の対応を行った。 林産物登録（外国）認証機関連絡会議の開催、林産物登録外国認証機関 2 機関の認証業務停止に係る履行確認調査等	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急要請業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）	
② 日本農林規格に関する業務 ア JAS の制定等に係る業務 JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際	② 日本農林規格に関する業務 ア JAS の制定等に係る業務 （7）JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるもの	<定量的指標> ◇我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案の作成又は検討（団体等の提案に係るサポ	<主要な業務実績> ② 日本農林規格に関する業務 ア JAS の制定等に係る業務 （7）我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成について、Web 会議を開催するなど広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施できる体制を維持し、ニーズ・シーズの探索を効率的かつ効果的に実施した結果、新たな規格 13 件（うち、サポート 10 件）、既存規格の見直し 58 件（う	<評定と根拠> 評定：B 根拠：新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案作成件数の達成率は 100%（71/71）であり、計画における所期の目標を達成している。	②ア JAS の制定等に係る業務について、71 件実施し、原案作成実施率は 100%であり、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）	

化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。 また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JAS の確認等を行う。 さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。 加えて、JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、事業者等に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。 【重要度：高】 規格・認証は、商取引を効率化・円滑化するツールとして、サプライヤーは品質管理基準として、バイヤーは調達基準として活用され、特に、海外取引では、価値観・文化・商習慣が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を担保していることから、農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に向けて、事業者や産地からの提案により、我が国の強みのアピールにつながる多様な JAS の制定が重要である。 ②のアの業務は、上記の実現に主要な役割を果たすことから、重要度が高い。	は、国際化も見据えて原案の作成を行う。 また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。 (イ) 国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たな JAS の原案作成等に活用する。 (ウ) JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、国内外への普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。	ート件数を含む) 実施率：100%（作成又は検討件数／要請件数）	ち、サポート 41 件）について、原案作成の検討又は団体等の提案に係るサポートを実施することができた。 また、サポート等に加えて、日本農林規格調査会（JAS 調査会）の審議のための想定問の作成並びに JAS 調査会での規格案説明及び質疑応答への対応、制定・改正告示案の作成等、農林水産省における官報告示までのフォローアップを的確に行った。 【処理率 100%：規格（71/71）】 (イ) 事業者団体等による創意工夫を生かした JAS の活用が図られるよう、新たな JAS の提案促進のためのオンラインセミナー等を実施した。 オンラインセミナーでは、Web 会議システムを活用し、制定された JAS に係るプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS 提案の事例紹介、JAS 開発の手順、原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する関心が高まる工夫を行った。展示会では、幅広い事業者に対する普及のため、JAS 提案につながるコンテンツを出展した。 これらによって、農林水産・食品分野の標準化の意義やビジネスツールとしての JAS の活用意識の醸成を図った。 また、りんごジュース中のプロシアニジン類の試験方法 JAS 開発時の共同試験の報文化に協力し、関係業界に JAS の試験方法を広報することで、当該 JAS への理解及び利用促進を図った。本報文に関する研究は、日本果汁協会賞技術賞に選定され、FAMIC 職員が共同研究者として受賞した。 さらに、FAMIC ホームページ及び動画投稿サイトに標準化や JAS 申出に関する動画、試験方法等規格解説動画を掲示した。併せて、海外での JAS の普及・展開を促すためみや機能性成分定量など 9 規格の英文翻訳をホームページに掲載するとともに、ASEAN 人材育成プロジェクトの食品分析講座においては、5 か国の学生、政府・企業関係者に対して試験方法 JAS を普及するための講義を行った。講義では各国の興味分野や要望に応じて教材を最適化することで JAS への興味の増加とともに理解が向上したというアンケート結果が得られ、人材育成に大きく貢献した。このように相手国の充足度が高い講義を実施したことから、その協力と貢献に対して ASEAN より感謝状を授与された。 (ウ) 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機 JAS 認証制度との同等性（有機同等性）承認を得るための二国間交渉を検討している輸出先国（地域を含む。）に関して、当該国の有機制度の調査、有機 JAS 制度との相違点の調査等を継続して実施した。 (エ) 年度目標で指示された業務のほか、JAS 制度の運営に貢献するため、林産物に用いる接着剤の同等性能確認のスキームにおいて、令和 5 年度は、20 件の接着剤について JAS に規定された接着剤と同等以上の性能であることを確認し結果を公表した。	
---	--	---	---	--

イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 (7) 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から 45 業務日以内に農林水産大臣に報告する。 (4) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から 45 業務日以内に農林水産大臣に報告する。	イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 (7) 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 ・登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 ・調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。 (4) 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 ・登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 ・調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／報告件数） ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した期間は処理期間に含めない。	<主要な業務実績> イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 JAS 法第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。 (7) 登録認証機関等の登録における調査 5 件及び登録の更新時における調査 6 件について、業務の進行管理を適切に行い、全て 45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 なお、農林水産省から依頼された登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和 5 年度に調査が終了した 136 件を報告した。 (表 1-2-(2)-1 参照) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。 (4) JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。 なお、農林水産省から依頼された登録試験業者の業務規程等の変更届出に関する調査を行い、令和 5 年度に調査が終了した 2 件を報告した。 (表 1-2-(2)-1 参照) 【処理率 100% (11/11) (新規 5+更新 6) (イ (7))+ (新規 0+更新 0) (イ (4))】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（45 業務日以内）の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 登録認証機関等に対する調査等の業務について、登録における調査 5 件及び登録の更新時における調査 6 件を実施し、標準処理期間内の処理率は 100%であり、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
ウ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等につ	ウ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等に	<定量的指標> ◇標準処理期間内の処理率：100%（標	<主要な業務実績> ウ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処	②ウ (7) (4) JAS 法に基づく立入検査等について、87 件実施し、標準

いて、次の取組を行う。 (7) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を 3 業務日以内に報告する。 (4) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	ついては、次の取組を行う。 (7) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から 3 業務日以内に結果を報告する。 (4) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	準処理期間内報告件数／検査終了件数)	については、農林水産大臣の指示に従い(7)及び(4)のとおり適切に実施した。 (7) 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 a 登録認証機関及び登録試験業者の認証業務の確認を強化するため、76 機関に対する立入検査に着手し、69 機関（前年度からの継続案件 3 件を含む。）の立入検査が令和 5 年度内に終了し、終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査は、①事業所調査（登録認証機関及び登録試験業者の事業所で行う調査）、②製品検査施設調査（製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査）、③立会調査（認証業務の現場に立ち会って行う調査）により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：64 件 ② 製品検査施設調査：21 件 ③ 立会調査：134 件 b JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を 2 件実施し、3 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 また、有機資材リスト掲載機関に対する立入検査を 2 件実施し、3 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 (表 1-2 (2)-2 参照) (4) 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。 登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を 14 機関に対して着手し、14 機関の検査が令和 5 年度内に終了し、終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査（外部委託された製品検査施設の調査を除く。）により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：14 件（前年度からの継続案件はない。） ② 製品検査施設調査：6 件 (表 1-2 (2)-3 参照) 【処理率 100% (87/87 (69 ウ(7)a+4 ウ(7)b+14 ウ(4))】	率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	処理期間内の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
(7) 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業	(7) 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証	<定量的指標> ◇調査実施率：100% （実施件数／計画件数及び要請件数）	<主要な業務実績> (7) 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計 325 件の認証事業者を直接訪問して行う調査（以下「現地調査」という。）及び市場に流通する JAS 製品の調査	<評定と根拠> 評定：B 根拠：調査実施率は 100%であり、計画における所期	②ウ(7) 技術的能力等を確認するための調査（現地調査及び製品調査）について、325 件

者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。	事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。 また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。 ・ 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。 ・ 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通する JAS 製品を買い上げ、JAS への適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及び JAS の確認等業務への活用を考慮する。		(以下「製品調査」という。)を行った。 【実施率 100% (325/325)】 a 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査 42 件を実施した。 b 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査 283 件を実施した。 (表 1-2-(2)-4 参照)	の目標を達成している。	実施し、実施率は 100 % であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定：B)
(d) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	(d) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。		(d) 該当する事案はなかった。		
エ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際標準化機構 (ISO) が制定等するため国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34)、官能分析分科委員会 (TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17)、合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として、国内の意見集約 (関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。)、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を	エ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34 (うち WG26 等の作業グループに係る活動)) 及び傘下の分科委員会 (TC34/SC12、TC34/SC16、TC34/SC17)、並びに合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。	<定性的指標> ◇国際標準化活動の実施	<主要な業務実績> エ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構 (ISO) の食品専門委員会 (TC34)、官能分析分科委員会 (TC34/SC12)、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会 (TC34/SC16)、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会 (TC34/SC17)、木質パネル専門委員会/合板分科委員会 (TC89/SC3) 及び木材専門委員会 (TC218) の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際規格の検討状況を把握するため、木質構造専門委員会 (TC166) に出席した。 また、日本の農林水産物・食品の国際的な優位性を確保するため、輸出拡大に資する「災害食の品質要求事項」等の戦略的な日本提案の国際規格開発が承認されるよう民間有識者等と協働し、海外の標準化機関の現地訪問や国際フォーラム等へ参加したほか、今後の日本提案の国際規格開発が円滑に進むよう TC34 総会及び関連する国際会議について FAMIC が日本開催を招致し、会議の円滑な運営に貢献した。	<評定と根拠> 評定：S 根拠：計画のとおり国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格との連動を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施した。 また、日本の農林水産物・食品の輸出拡大に資する戦略的な国際規格の日本提案が承認されるよう民間有識者等と協働し、海外の	②エ 国際標準化機構の食品専門委員会等の国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格との連動を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施している。 また、民間有識者等と協働し、海外の標準化機関への現地訪問や国際フォーラム等へ参加したことによって、日本提案の

行う。 また、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	(ア) 必要に応じて外部有識者等から成る委員会を設置し、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）とJASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。 (イ) 国際会議への規格の提案に必要な研究機関や民間の有識者と上記(ア)の委員会等を通じて連携の強化を図る。また、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 (ウ) 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。		(ア) 関係するTC、SCにおける国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、メール等により、JASを踏まえた国際規格への提案を見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。国際会議への参加等に当たり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、食品専門委員会（TC34）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）及び食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）並びに木材専門委員会（TC218）をそれぞれ1回ずつ合計4回開催した。 また、これらの取組の中でISOにおいて新規策定又は改正が検討されていた規格について、JASを踏まえた国際規格への提案を見据えて、食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等42規格のプロジェクトに参画し、そのうち10規格が発行される等、ISOの規格策定及び改正に貢献した。 (イ) 「生鮮食品等の機能性成分に関する試験方法」の国際規格化を目指し、研究機関や民間有識者から構成される外部機関主催の有識者グループ会合に規格開発責任者として参画し、規格素案を作成するなど活動を推進した。 また、機能性成分に関心の高いASEAN諸国について、複数国を訪問し個別に関係者と協議を行った。 このほか、日本提案を行った「災害食の品質要求事項」については、民間有識者等と協働してドイツ及びイタリアの標準化機関等へ現地訪問等を行い、各国へ提案内容を説明するとともに個別協議を行った結果、TC34において新業務項目提案（NP）が令和5年10月に承認された。また、令和6年1月16日にFAMICで開催したTC34/WG25（緊急・危機的状況における食料安全（保障））会合にて国際規格開発が開始された。 さらに、「魚類の鮮度（K値）試験方法」については、東アジアの水産関係国際シンポジウム（EAFITA）に参画したほか、「魚類の鮮度指標」をテーマとした国際カンファレンスを令和6年1月16日にFAMICにおいて開催し、水産関係の海外エキスパート等へ広く認知させ、賛同を得たことによって、「魚類の鮮度（K値）試験方法」の国際規格の提案及び開発に向けた活動に大きく貢献した。 (ウ) 食品に関わる海外エキスパート、ISO国際幹事等の利害関係者が一堂に会する国際会議（ISO/TC34総会及び関連会議）を令和6年1月16日から19日まで日本（埼玉県さいたま市）においてFAMIC自ら招致・開催し、今後、新業務項目（NP）提案を予定する「魚類の鮮度（K値）試験方法」、「食品又は農産物の相対モル感度を利用した試験方法」及び「生鮮食品等の機能性成分に関する試験方法」をプレゼンテーションしたことにより、海外の利害関係者から賛同を得たことによって、国際規格開発を円滑に進めるための環境を整えることができたことから、当初の目的を上回る顕著な成果が得られた。 国際規格案件ごとの重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議（Web会議を含む。）へ派遣した。 （ ）内はFAMIC職員派遣数。	標準化機関の現地訪問や国際フォーラム等へ参加したことによって、日本提案の「災害食の品質要求事項」について新規提案が承認され、国際規格開発が開始された。 さらに、TC34総会及び関連する国際会議をFAMICが自ら招致・開催し、今後、新規提案を予定する「魚類の鮮度（K値）試験方法」等をプレゼンテーションしたことにより、海外の利害関係者から賛同を得たことによって、国際規格開発を円滑に進めるための環境を整えた。 これらの取組は、当該規格が国内外の市場で活用され、日本の農林水産物・食品の輸出力の強化が期待できることから、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。（評定：S）	「災害食の品質要求事項」について新規提案が承認され、国際規格開発が開始された。 さらに、TC34総会及び関連する国際会議をFAMICが自ら招致・開催し、今後、新規提案を予定する国際規格をプレゼンテーションし、海外の利害関係者から賛同を得たことによって、国際規格開発を円滑に進めるための環境を整えた。 これらの取組により、日本提案の規格が国内外の市場で活用され、日本の農林水産物・食品の輸出力の強化が期待できることから、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。（評定：S）
---	---	--	---	--	---

			〔TC34/WG24〕 定量核磁気共鳴分光法：1回派遣/1回開催（1名） 〔TC34/WG25〕 災害食：1回派遣/1回開催（1名） 〔TC34/WG26〕 植物性食品：2回派遣/2回開催（延べ5名） 〔TC34/WG27〕 職業的農業者組織：1回派遣/1回開催（1名） 〔TC34/SC16 総会〕 1回派遣/1回開催（3名） 〔TC34/SC16/WG8〕 肉種鑑別：3回派遣/3回開催（延べ6名） 〔TC34/SC16/JWG11〕 バイオバイキング：2回派遣/2回開催（延べ3名） 〔TC34/SC17 総会〕 1回派遣/1回開催（2名） 〔TC34/SC17/WG11〕 前提条件プログラム：5回派遣/5回開催（延べ4名） 国際規格の検討状況を把握するため、外部有識者等の専門家及び FAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議（FAMIC 以外の機関が国内審議団体、Web 会議を含む。）へ派遣した。 （ ）内は FAMIC 職員派遣数。 〔TC165 総会〕 1回派遣/1回開催（2名） 〔TC165/WG12〕 竹の構造的利用：1回派遣/1回開催（2名） また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に 12 回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果をグループウェアに掲載し、関係部署と情報共有した。 JAS の国際化に対応する人材育成として、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方や、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識を習得するため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催する ISO 等標準化に関する研修等に参加した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 日本の農林水産物・食品の輸出力強化は重要な課題であるが、海外との取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって有利に働く国際規格が国内外の市場で活用されることが必要であり、日本提案の国際規格を海外の利害関係者へ広く認知させ、賛同を得ることが必要である。 このことから日本の農林水産物・食品の輸出拡大に資する戦略的な国際規格の日本提案が承認されるよう民間有識者等と協働し海外の標準化機関等への現地訪問や国際フォーラム等へ参加したことによって「災害食の品質要求事項」の新規提案が承認され、国際規格開発が開始された（(イ)参照）。 このほか、海外の利害関係者が一堂に会する国際会議（ISO/TC34 総会及び関連会議）を FAMIC 自ら日本開催を招致し、今後の日本提案の国際規格をプレゼンテーションしたことにより、食品に関わる海外エキスパート、ISO 国際幹事等の利害関係者へ広く認知され、新規提案することについて賛同を得たことによって、今後の日本提案の国際規格開発を円滑に進めるための環境を整えた（(ロ)参照）。 なお、当該国際会議は 13 か国から 80 名以上と参加人数が多く、	
--	--	--	---	--

			担当職員だけでは対応が困難だったこと、また、国際会議の運営を経験することで国際感覚の向上等が図られることから、本部及び各地域センター・事務所から運営スタッフを募り、運営に支障がないよう事前説明会を行うとともに、会議期間中の役割分担を適切に行う等、FAMIC 全体で対応した。		
③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。 また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。	③ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ア 認証機関又は試験業者の認定 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。 認定業務の実施にあたっては、ISO/IEC 17011 に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から 90 業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。	<定量的指標> ◇調査実施率：100% (審査件数/申請受理件数。審査中の案件を除く。)	<主要な業務実績> ③農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ア 持続可能な水産養殖のための種苗認証 (SCSA 認証) に係る認証機関 1 機関、有機水産養殖認証に係る認証機関 1 機関及び有機養蜂認証に係る認証機関 1 機関の認定維持に対し、ISO/IEC 17011 に基づき、立会いや事業所での審査を適切かつ迅速に行った。 試験業者 1 件の認定申請及び 1 件の認定維持に対し、ISO/IEC 17011 に基づき、審査を実施し、適切かつ迅速に認定等を行うとともに、新たに 2 件の認定申請を受け付けた。加えて、ISO/IEC 17025 に基づく試験所認定を確保するため、申請を検討する試験実施機関に対し啓発を行った。 また、新規認定分野については、日本発の機能性食品等認証制度の他、1 つの食品分野の認証スキームの立ち上げについて、将来の輸出力強化につなげるため国際的に通用するスキームとなるよう継続的な助言等を行った。 【実施率 100% (5/5)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：調査実施率は 100%であり計画における所期の目標を達成している。	③ア 認証機関又は試験業者の審査について、5 件実施し、実施率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定：B)
加えて、認定業務の国際的な信頼性を向上させるための各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整を含む国際相互承認審査受審対応を行うとともに、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成を進める。 【重要度：高】 海外市場において、JAS 認証の国際的な信用を向上させるとともに、JAS をベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JAS の戦略的活用が求められる。 ③の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS 認証機関を国	イ 国際相互承認締結に向けた取組 認定業務の国際的な信頼性を向上させるための各国認定機関との相互承認締結に向け、APAC 事務局との調整を含む国際相互承認審査受審の対応を行うとともに、相互承認後の相互承認審査員の派遣に必要な人材の確保・育成のため、国際機関が開催する研修等に積極的に参加する。	<定性的指標> ◇国際相互承認に向けた取組	<主要な業務実績> イ 製品認証分野 (ISO/IEC 17065) においては、令和 4 年度に受審した国際相互承認審査の結果を受け行われた APAC 事務局での審議の結果、相互承認締結にいたるとともに、APAC における評価結果を受け入れるとされている国際認定フォーラム (IAF) においても国際相互承認が認められた。 試験所認定分野 (ISO/IEC 17025) において、関係機関からの情報収集等を行い、品質システム文書を改善し申請準備を進めるとともに、APAC 等国際機関への審査員派遣の準備として、一般社団法人 RMA が主催する試験所認定に必要な専門能力のセミナーや英語研修を受講することにより審査技能の向上や語学力の向上などを図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：製品認証分野における国際相互承認締結を行い相互承認審査員の人材の確保・育成を行っていることから、目標の水準を満たしている。	③イ 製品認証分野における国際相互承認締結にいたるとともに、相互承認審査員の人材の確保・育成を行っていることから、目標の水準を満たしていると認められる。 (評定：B)

	際規格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JASの国際化に資することから、重要度が高い。				
④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務 輸出促進法第 43 条第 2 項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から同条第 3 項第 1 号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第 51 条及びセンター法第 10 条第 3 項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力を行う。	④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力に関する業務については、輸出促進法第 43 条第 2 項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体から同条第 3 項第 1 号に掲げる業務の実施に関し協力依頼があった場合は、輸出促進法第 51 条及びセンター法第 10 条第 3 項の規定に基づき、専門家の派遣その他の必要な協力を行う。	<定量的指標> ◇実施率：100%（実施件数/要請件数）	<主要な業務実績> ④ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 輸出促進法第 51 条及びセンター法第 10 条の規定に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体からの要請を受けて、日本産製材の輸出促進を目的とした団体規格の策定について専門家を派遣して協力した。 【実施率 100%（1/1）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ア 認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力について、1 件実施し、実施率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査 輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項及び第 36 条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第 20 条（登録認定機関にあつては輸出促進法第 35 条）で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	イ 登録発行機関及び登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査については、輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項及び第 36 条において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が輸出促進法第 20 条（登録認定機関にあつては輸出促進法第 35 条）で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇調査実施率：100%（調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。）	<主要な業務実績> イ 輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項及び第 36 条において準用する場合を含む。）に基づく登録発行機関及び登録認定機関（以下「登録発行機関等」という。）の登録及びその更新における調査について、該当する事案はなかった。 また、登録発行機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和 5 年度に調査が終了した 27 件の調査結果を農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	④イ 輸出促進法に基づく調査について、実績がないため評価せず。（評定：－）
ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務 (7) 登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対する立入検査 輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査結果を取りまとめ、農林水産	ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務 (7) 輸出促進法に基づく立入検査については、登録発行機関若しくは登録認定機関又はこれらの者とその業務に関して関係のある事業者に対し、輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指示に従い検査し、結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇検査実施率：100%（検査報告件数/検査件数及び要請件数。検査中の案件を除く。）	<主要な業務実績> ウ 輸出促進法に基づく立入検査業務 (7) 輸出促進法第 55 条第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い 8 機関の登録発行機関等に対する立入検査に着手し、8 機関の立入検査が令和 5 年度内に終了し、農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査として、事業所調査 11 件及び立会調査 3 件を実施した。 【検査実施率 100%（14/14）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：検査実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ウ 輸出促進法に基づく立入検査について、14 件実施し、検査実施率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

大臣に報告する。 (イ) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。 【重要度：高】 政府の農林水産物・食品の輸出額目標である 2030 年 5 兆円の達成に向け、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関制度を活用し、輸出証明書発行及び施設認定の加速化を図ることや認定農林水産物・食品輸出促進団体が輸出促進のための規格を策定することは重要。④の業務は、輸出先国との協議において、本制度の信頼性を証明するために必要不可欠な業務であること、また輸出促進のための規格策定に資する業務であることから、重要度が高い。	(イ) 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。		<主要な業務実績> (イ) 該当する事案はなかった。		
---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報